

令和2年度 只見町水道水水質検査計画

(単位:検体)

採水年月日				浄水					原水				保菌検査
				51項目					原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム ・ジアルジア	
				49項目			カビ臭2目	亜硝酸態窒素					
年	月	日	曜	定期 9項目	消毒副生成 物12項目	検査回数の減・省略可 能28項目			カビ臭2目	亜硝酸態窒素	原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌
2	4	10	火	7	7			7		7	7	2	
	5	7	火	7						2	2		
	6	4	火	7						2	2		3
	7	2	火	7	7	7	7		7	※7	7	2	
	8	6	火	7						2	2		
	9	3	火	7						2	2		
	10	1	火	7	7			7		7	7	2	
	11	5	火	7						2	2		
3	12	3	火	7						2	2		3
	1	7	火	7	7			7		7	7	2	
	2	4	火	7						2	2		
	3	3	火	7						2	2		
合計検体数				84	28	7	7	21	7	37	44	8	6

※7月の原水の大腸菌(定性)検査は、原水39項目検査にて実施。

【採水箇所別採水頻度】

採水箇所	浄水					原水			
	51項目					原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム ・ジアルジア
	49項目			カビ臭 2項目	亜硝酸態窒素				
定期 9項目	消毒副生成 物12項目	検査回数の減・省略可 能28項目	カビ臭 2項目			亜硝酸態窒素	原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌
只見地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
黒谷地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
熊亀地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年11回	年12回	年4回
小林地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
塩沢地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年11回	年12回	年4回
不動堂地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
叶津地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
合計検体数	84	28	7	7	21	7	37	44	8

令和2年度 只見町水道水水質検査日程及び採水場所

採水月日		2											3	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
場所		7日	12日	2日	7日	4日	1日	6日	10日	1日	5日	2日	2日	
只見統合簡易水道	只見地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆★			☆☆			☆☆			
	黒谷地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆★			☆☆			☆☆			
	熊亀地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル3地下水)	☆☆#	☆☆	☆☆	◆★#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	
	小林地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆★			☆☆			☆☆			
	塩沢地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル3湧水)	☆☆#	☆☆	☆☆	◆★#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	
	不動堂地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			☆☆			☆☆			☆☆			
	叶津地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆★			☆☆			☆☆			

※4月・7月採水状況撮影有り

凡 例	
◎	浄水51目
○	定期9項目
△	消毒副生成物12項目
Φ	亜硝酸態窒素
◆	原水39項目
☆	大腸菌(定性)
★	嫌気性芽胞菌
#	クリプトスポリジウム・ジアルジア

令和2年度 只見地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

水質検査表(1) 水質基準

No. 1

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○													
4	水銀及びその化合物	0.0005				○													
5	セレン及びその化合物	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
6	鉛及びその化合物	0.01				○													
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○													
8	六価クロム化合物	0.02				○													
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○				★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○				●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○													
12	フッ素及びその化合物	0.8				○													
13	ホウ素及びその化合物	1				○													
14	四塩化炭素	0.002				○													
15	1,4-ジオキサン	0.05				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○													
17	ジクロロメタン	0.02				○													
18	テトラクロロエチレン	0.01				○													
19	トリクロロエチレン	0.01				○													
20	ベンゼン	0.01				○													
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○				
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○				
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○				
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○				
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○				
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○				
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○				
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○				
32	亜鉛及びその化合物	1				○													
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○													
34	鉄及びその化合物	0.3				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
35	銅及びその化合物	1				○													
36	ナトリウム及びその化合物	200				○													
37	マンガン及びその化合物	0.05				○													
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500				○													
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○													
42	ジェオスミン	0.00001				○													加臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
44	非イオン界面活性剤	0.02				○													
45	フェノール類	0.005				○													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※ は年4回以上
 ※ は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和2年度 黒谷地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

水質検査表(1) 水質基準

No.2

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.02				○											○	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○		○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○		●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○			
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○			
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○			
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○			
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○			
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○			
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○			
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○			
32	亜鉛及びその化合物	1				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○												
40	蒸発残留物	500				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○												
42	ジェオスミン	0.00001				○											○	かじ臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○												
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
45	フェノール類	0.005				○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

※ は年4回以上

※ は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	-

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。

※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和2年度 熊籠地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.3

水質検査表(1) 水質基準

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.02				○											○	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○		○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○		●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○			
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○			
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○			
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○			
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○			
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○			
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○			
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○		◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
32	亜鉛及びその化合物	1				○												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○												
40	蒸発残留物	500				○											○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											○	
42	ジェオスミン	0.00001				○											○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											○	
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											○	
45	フェノール類	0.005				○											○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※ は年4回以上
 ※ は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	毎月
嫌気性芽胞菌	不検出	毎月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	4月・7月・10月・1月

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和2年度 小林地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.4

水質検査表(1) 水質基準

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.02				○											○	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○					○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○					○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○					○				
23	クロロホルム	0.06	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○			○					○				
26	臭素酸	0.01	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	0.1	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	0.09	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○			○					○			◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
32	亜鉛及びその化合物	1				○												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
40	蒸発残留物	500				○												
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											が臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。	
42	ジェオスミン	0.00001				○												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
44	非イオン界面活性剤	0.02				○												
45	フェノール類	0.005				○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※ は年4回以上
 ※ は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスピリウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスピリウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和2年度 塩沢地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.5

水質検査表(1) 水質基準

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.02				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○					○			○	★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○					○			○	●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○					○				
23	クロロホルム	0.06	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○			○					○				
26	臭素酸	0.01	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	0.1	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	0.09	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	1				○											○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○											○	
34	鉄及びその化合物	0.3				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
35	銅及びその化合物	1				○											○	
36	ナトリウム及びその化合物	200				○											○	
37	マンガン及びその化合物	0.05				○											○	
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500				○											○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											○	
42	ジェオスミン	0.00001				○											○	か'臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											○	
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
45	フェノール類	0.005				○											○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※ は年4回以上
 ※ は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	毎月
嫌気性芽胞菌	不検出	毎月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	4月・7月・10月・1月

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和2年度 叶津地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.6

水質検査表(1) 水質基準

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○		
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○		
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○		
8	六価クロム化合物	0.02				○											○		
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○					○			○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○					○			○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○		
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○		
14	四塩化炭素	0.002				○											○		
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○		
17	ジクロロメタン	0.02				○											○		
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○		
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○		
20	ベンゼン	0.01				○											○		
21	塩素酸	0.6	○			○			○					○			○		●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○					○			○		
23	クロロホルム	0.06	○			○			○					○			○		
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○			○		
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○			○					○			○		
26	臭素酸	0.01	○			○			○					○			○		
27	総トリハロメタン	0.1	○			○			○					○			○		
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○			○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○			○					○			○		
30	ブロモホルム	0.09	○			○			○					○			○		
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○			○					○			○		
32	亜鉛及びその化合物	1				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○											○		
34	鉄及びその化合物	0.3				○											○		
35	銅及びその化合物	1				○											○		
36	ナトリウム及びその化合物	200				○											○		
37	マンガン及びその化合物	0.05				○											○		
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											○		
40	蒸発残留物	500				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											○		
42	ジェオスミン	0.00001				○											○	加臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											○		
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
45	フェノール類	0.005				○											○		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※ は年4回以上
 ※ は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和2年度 不動堂地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

水質検査表(1) 水質基準

No.7

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.02				○											○	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○		○	★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○		○	●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○		●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○			
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○			
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○			
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○			
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○			
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○			
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○			
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○			
32	亜鉛及びその化合物	1				○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
40	蒸発残留物	500				○												
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											か'臭を産出する藻類の発生する時期に年3回検査します。	
42	ジェオスミン	0.00001				○												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○												
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
45	フェノール類	0.005				○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※ は年4回以上
 ※ は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。